

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

浅口市長 栗 山 康 彦

記

浅口市観光 PR 用電子雑誌制作掲載業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、浅口市の特色（自然、景観、歴史、特産、グルメ、観光施設、イベントなど）を活用した旅行プランの作成や様々なまち歩き、ドライブなどに有用な電子雑誌を作成・掲載し、本市の認知度向上に加え、周辺自治体や県外からの観光客誘致による交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

浅口市観光 PR 用電子雑誌制作掲載業務

(2) 業務内容

仕様書（別紙 1）のとおり

(3) 業務委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3 提案上限価格

3, 300 千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※見積価格がこの金額を超える場合は、失格とする。

4 事業者の選定方法

事業者の選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 19 年浅口市告示第 65 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成 18 年浅口市告示第 101 号)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 令和 7 年度浅口市競争入札(見積)参加資格を有していること。
- (7) 令和 3 年 4 月以降に、地方公共団体の発注する観光 PR 用電子雑誌を制作し、WEB 掲載した実績があること。

6 スケジュール

内容	期日等
公告	令和 7 年 8 月 1 日 (金)
質問期限	令和 7 年 8 月 8 日 (金) 17 時まで
質問回答期限	令和 7 年 8 月 15 日 (金) 17 時まで
企画提案書等提出期限	令和 7 年 8 月 29 日 (金) 17 時まで
書類審査	令和 7 年 9 月 1 日 (月) 予定
選考結果通知	令和 7 年 9 月 5 日 (金) 予定
契約締結	令和 7 年 9 月上旬頃予定

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
企画提案書等提出書類一覧(別紙 2)に掲げる書類
- (2) 提出先
浅口市産業建設部産業振興課
- (3) 提出方法
電子メールもしくはファイル送受信サービス
※市が利用しているファイル送受信サービスを利用する場合は、事前にご連絡ください。
- (4) 提出期限
令和 7 年 8 月 29 日 (金) 17 時まで
- (5) その他
提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。

8 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 提出先

浅口市産業建設部産業振興課

電子メール:sangyoshinko@city.asakuchi.lg.jp

(2) 質問方法

電子メールで質問表（様式第5号）を送付すること。

(3) 質問期限

令和7年8月8日（金）17時まで

(4) 質問への回答

令和7年8月15日（金）17時までに、当市ホームページに掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9 審査方法及び評価基準

市職員で組織する審査委員会において、評価基準（別紙3）の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の5割以上であった者のうち最も高い提案者を優先交渉事業者として選定する。なお、最高点の者が複数となった場合は、提案見積金額が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。提案者が1者の場合も総評価点が満点の5割以上であれば有効とする。

10 審査結果の通知

(1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案者に文書で通知する。

(2) 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

(1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合

(2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合

(3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

12 業務の範囲

提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、業務の範囲を決定するものとする（仕様書（別紙1）は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議のうえ、市が作成する。）。

13 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書を提出した場合
- (2) 本件に対して、2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 上限価格を超えた見積もりを提出した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと浅口市が認める場合
- (6) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反した場合

14 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- (5) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに公募型プロポーザル参加辞退届(様式第6号)を提出すること。
- (6) 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

15 担当部署

浅口市産業建設部産業振興課

所在地：〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050

連絡先：電話 0865-44-9035

メールアドレス：sangyoshinko@city.asakuchi.lg.jp